筑紫女学園大学リポジト

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（三）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 八嶋, 義之, YASHIMA,Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1086

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（三）

八嶋義之

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報
第三十二号　二〇二一年

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（三）

八嶋義之

はじめに

本資料は福岡藩における浄土真宗西派の触頭を務めた博多萬行寺に伝来した資料である。今回は「寺要録　第三」[1]の翻刻を掲載する。「寺要録」は香典などの反古紙を使用して、竪帳形式で調製された草稿である。全九〇丁。法量は二四・七×一八・〇。作成年代は嘉永六年（一八五三）三月、作成者は萬行寺第十八世住職の龍城である。作成者および、「寺要録」の概要については、拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」[2]で詳述しているので、そちらをご参照いただきたい。

一、「寺要録　第三」の記載内容

「寺要録　第一」には福岡藩における萬行寺の御礼式と寺地に関する事項、「寺要録　第二」には、宗門改に関する諸事が記されている。先の二冊の内容がまとまりをみせるなか、「寺要録　第三」に記載される内容は、萬行寺に関わる事項であることは間違いないが、様々な事項が記される。大きくは、①博多に関すること、②寺内の建物や学寮、墓所に関すること、③建造物以外のこと、④萬行寺と他寺の関係、⑤他寺に関すること、⑥その他、に分類する事が出来る。ここではその一つ一つを見ていくことはしないが、⑤他寺に関することのうち、妙行寺・順正寺所蔵の古文書について、次章で見ていきたいと思う。

二、妙行寺および順正寺所蔵の文書について

「寺要録　第三」には、妙行寺・順正寺が所蔵する古文書が写し込まれている。妙行寺は、博多川口町（現在は福岡市南区野間へ移転）にあった浄土真宗東派の触頭寺院である。一方、順正寺は、浄土真宗西派に属し、本願寺直末であるが、はじめ妙行寺の開基教善によって妙行寺の隣地に建立されている。教善は弟の了与へ妙行寺を譲り、自らは順正寺へと転住している。その後順正寺は、寛文年中に祇園町の萬行寺の隣へと移転することになる。[3]また、妙行寺との関係から、はじめは東派に属したが移転と前後して西派へ転派したと考えられる。この様に、妙行寺・順正寺は、後東西に所属は分かれてしまうが、順正寺の成立期には非常に密接な関係にあり、「寺要録」に「順正寺ハ妙行寺之隠居地」と記されるのもうなずける。[4]

以降、両寺の文書を少しみていくこととする。

妙行寺には、戦国期から近世初期にかけての古文書全十一通が二巻に成巻され残されており、[5]「寺要録」にはそのうち五通が写されている。

まず、天正二十年（一五九二）六月十六日付の下間頼廉から妙行寺・萬行寺宛ての書状である。[6]御門跡様（顕如）から豊臣秀吉へ進物の使者を送るため、使者が下着するまで差し下して置いた進物を保管するように指示したものである。次に、慶長六年（一六〇一）九月十五日付の黒田如水書状三通である。二通は本願寺の坊官下間氏に宛てられたもので、一通は「当名無之」とあるが、龍城は、西本願寺重役へ宛てたものと推測している。内容は、三通共に准如から贈られた小袖に対する御礼状である。[7]最後に慶長七年三月二十日付の下間氏から妙行寺に対する安堵状となる。慶長七年、教如が徳川家康の保護を受け、京都に寺地を受けたことで、本願寺は東西に分裂した。この時妙行寺は京都へ上洛しており、教如の下で東派に属することとなった。文書では、妙行寺に対してこれまでと同様に直参の扱いを確約している。

福岡藩では、この浄土真宗の東西への分派に際して、一旦はほとんどが東派に属したが、萬行寺に残されている博多年行司の徳永宗也に対する黒田長政の書状によって、真宗寺院の西派への帰属が命じられたことがわかる。その後、依然東派に留まる寺院もあったが、黒田長政の政策によりほとんどが西派へ帰属した。[8]

次に順正寺文書を見ていく。文書は全部で三点である。これらの文書は、『筑前国続風土記』などの地誌類では存在を確認されていないものである。「寺要録」が編纂される嘉永六年段階に龍城によって書写されていることから、『筑前国続風土記』や『同拾遺』『同附録』編纂の際には順正寺に残存していたと思われるが、その記載がないことから、提出されたであろう順正寺の由緒書には何らかの理由によって記されなかったものと考えられる。もしくは、由緒書には記されていたが、地誌類で取り上げられなかった可能性もあるが、他の真宗関係史料は掲載されており、その可能性は低いと考えられる。

いずれにしろ、順正寺が所蔵する古文書は初出となる。三点の文書は全て年紀を欠いている。

まず、十月朔日付の下間頼廉から妙行寺・萬行寺宛ての書状である。文中に「大閤様重て西国へ御動座」とある。これは「重て」とあることから、朝鮮出兵に際して、豊臣秀吉が天正二十年三月に肥前名護屋へ向かうことを指すものであろう。秀吉が「唐入り」を企図し、関白職を秀次へ譲るのが天正十九年十二月であるので、この文書の年紀は天正十九年と考えられる。

次に朱夏（六月）十六日付の顕如から休菴宛ての書状である。この書状は、作成が「光佐」（顕如）であるため、少なくとも顕如が死去する天正二十年十一月以前のものとなる。内容は殿下（豊臣秀吉）へ「大刀一腰、馬壱疋」を進上する旨が記され、委細は下間刑部卿法印から伝えるとある。ここで思い出されるのが、先に挙げた妙行寺文書の六月十六日付の書状である。書状では刑部卿法印頼廉から、正式な使者が到着するまで、顕如から秀吉への進上物を保管するように指示がなされている。つまり、この両書状は一連のものと考えられ、妙行寺の書状は、順正寺の書状の内容を補完するものと言える。なお、「休菴」については人物の特定は出来ないが、妙行寺の書状が妙行寺・萬行寺へ宛てられていること、萬行寺の由緒では「休菴」という人物を確認できないことから、妙行寺内の人物と推定される。

また、妙行寺の書状が天正二十年と比定されるため、順正寺の書状も同様に天正二十年と比定することができる。

先に述べたように妙行寺と順正寺は開基を同じくする寺院である。そのため開基教善の移動に伴って、妙行寺に伝来した文書の一部が分かれて、順正寺へと伝えられた可能性は指摘できるだろう。

最後に、三月二十九日付、下間宰相法印（宗清）から萬行寺の坊守、門徒中に宛てられた書状である。内容は上洛している萬行寺に対して「絵伝」の拝領が許可されたという内容である。

萬行寺の絵伝については、「青柳勝次殿へ出ス寺記草稿」[9]において、宝物として「四幅御絵伝」と挙げられており、拝領の経緯についても記されている。第五世正海の代に拝領とあり、その理由は石山合戦において功績があったこと、真宗の東西分立の際に、筑前国の西派への統一のために尽力したことであった。以下の書状により、萬行寺へ来迎柱・絵伝・「間之内之御勤」（内陣への列座）が許された事がわかる。文書の年紀は、下間宗清が慶長十二年（一六〇七）に西派へ帰参していることから、慶長十二年にあてられる。ただし、正海は慶長十年に示寂していることから、この免許は正海の死後にその功績を称えるものであったことが分かる。

一今度万行寺事罷上　筑州様以御意直参被　召置、御所様一段之御気色候之間、各難有可被存候、随て来迎柱・絵伝書・間之内之御勤、三ヶ条被成御免候、何も加様之儀無比類事候、各可為満足計察存候、於此上は旁以法義　御嗜肝要候、此由可申下之由御意候、恐々謹言

七月廿三日　　下間宰相

はかた
万行寺
門徒中

おわりに

以上、妙行寺・順正寺所蔵文書を見てきた。萬行寺十八世の龍城がこれらの文書を何故「寺要録」に写しこんだのか。それは萬行寺に残存する史料以外で、萬行寺の活動実態をうかがうことができるものだからである。

第十七世曇龍は芸州出身である。先代住職の死後に乞われる形で入寺したため、萬行寺の由緒を知らないまま住職となる。曇龍は、藩からの命もあり、寺内の色々な記録を整理して、藩へ提出する「公式な」寺の由緒記を作成した。だが、曇龍の後を継いだ龍城は、父曇龍同様に芸州出身で、曇龍と同様に寺に関する知識は乏しかったと考えられる。ただ、龍城の代には曇龍が作成した「由緒書」が残されていた。そのため、必然的に萬行寺外の史料や檀家・町人からの聞き取り等を求めることになったものと思われる。

また、龍城は、天保十五年（一八四四）に本山の命によって、「御尋ニ付申上由緒書」を作成する[10]。これは、第五世正海の本山に対する貢献を、諸文献に依拠しつつ正確に記すことが目的であった。この編纂の過程で、寺外の史料として妙行寺・順正寺の文書に行き当たった可能性は指摘できるだろう。

今回で「寺要録」全三冊を全て翻刻・紹介し終えることができた。諸賢より指摘を受けたり、自身で気付くことができた誤りについては、正誤表の形でお示ししたが、至らなさの故に、なお誤りがあるものと思われる。御叱正を乞うばかりである。

最後に、「寺要録」草稿段階のものであり、作成者の龍城自身も確認や検討の必要性を随所で指摘している。そのため取り扱いには慎重

を期する必要がある。萬行寺という一真宗寺院に関わる事項をまとめた記録ではあるが、一方で博多の宗門改における改め場として中心的な役割りを具体的に示したり、祭礼などでの町との密接な関係性をうかがうことができる好個の史料といえる。今後、この「寺要録」が近世博多研究の一助となれば幸いである。

【註】

（1）「寺要録　第三」（萬行寺資料三八一八、萬行寺蔵）

（2）拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」（『人間文化研究所年報』第三十号、筑紫女学園大学人間文化研究所、二〇一九年）。尚、萬行寺の由緒については、『新修 福岡市史 資料編近世3　町と寺社』（福岡市、二〇一八年）所収の「青柳勝次殿へ出ス寺記草稿」「御尋ニ付由緒書」を参照のこと。

（3）広渡正利・福岡古文書を読む会校訂『筑前國續風土記拾遺（上）』（文献出版、一九九三）二四六頁。

（4）史料本文中には、妙行寺が安永二年に藩へ提出した由緒書に「天正之頃在住隣地へ一寺建立仕」と、創建の大まかな年代が示される。

（5）森山みどり「博多における真宗寺院の初伝―妙行寺文書をめぐって―」（『福岡県地域史研究』九号、一九九〇）。

（6）「寺要録」へ写された妙行寺文書には全て年紀が記されないが、ここでは前掲（5）および、『新修 福岡市史 中世資料編1 市内所在文書』（福岡市、二〇一〇）における年次比定に拠った。

（7）史料本文中に「甲斐守」とあることから、黒田長政が甲斐守を叙任する慶長八年以降の文書であることが分かる。

（8）鷺山智英「筑前真宗教団の展開過程―本願寺東西分立後の帰参・改派を中心に―」〔中川正法・緒方知美・遠藤一編『九州真宗の源流と水脈』（法藏館、二〇一四）所収〕

（9）『新修 福岡市史 資料編近世3 町と寺社』（福岡市、二〇一八）所収。『筑前国続風土記拾遺』編纂の際に、藩へ提出された書類の控。開基から、第十七世曇龍までの各代の由緒および法宝物などを記す。

（10）前掲（9）所収。

末筆となりましたが、資料の調査・研究にあたって、萬行寺の住職・副住職のご理解・ご協力を得たことに感謝の意を表します。

【凡例】

一、原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原史料で正字の使用が明らかな場合、正字を用いた。

一、適宜、読点「、」、並列点「・」、校訂者の注（　）を付した。

一、繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「、」二字以上については「〳〵」を用いた。

一、虫損や破損による欠損は字数が判別できるものは□、できないものは［　］で示した。

一、塗抹や重書などにより判読ができない文字は■で示した。なお史料の性格上、塗抹が多く存在するため、適宜見せ消し「〻」を付したり、多量な場合は「　」で括り、（以下塗抹）などの傍注を付した。

【翻刻】「寺要録　第三」

嘉永六丑年三月

寺要録　草稿　第三

善應庵之事　天保四年巳十一月廿日下ニ有之

一来光寺ハ御本山帳ニ

仏照寺下と有之、近年弥当寺へ佛照寺ヲ離末、当寺末寺ニ払証文

佛照寺ゟ来事、先住代

一二日市正行寺ハ当寺末寺ノコト御本山御留帳ニ在之、誓判上京之節

御本山ゟ万行寺下正行寺と申来候事

但し、百年計り已前東派ニ罷成候事

清書之節ハいろは分ケニ可致事

見易キ様ニ候事

寺要録第三

万行寺十八世龍城作

嘉永六年癸丑三月廿三日病中起筆

一当山馬場町ゟ只今祇園町江移住年月考

此儀古来年号急度不相分、石城誌曰、寛文之頃今の祇園町ニ移せり

」文、十七世曇龍被認候由緒記第十世正讃伝之下ニ曰、馬場町より

祇園町にうつれる此年月不分明所以尓今是を的指せす、但シ諸記ニ

依れハ多く伝ふ、寛永の頃と

龍城按ルニ、寛文十一年之頃当祇園町江移住之願相済、其節直ニ馬

場町之無縁之塔を当町江移し候儀と相見候、然ニ在家とハ違ひ直様

祇園町江移住可致之上庫裏可相立カも無之ニ付寛政十二年迄馬場町

江居住致し、寛文十三年ニ至り只今之祇園町江移住歟、其証拠如左

当寺只今之境内墓所ニ千人塚と申墓壱ツ有之、則本堂左道ゟ行当り

土手・薮之前ニ少し前ニ在之候、右墓ハ馬場町ニて之無縁之塔を当

町江引移候旨古来ゟ申伝候、其銘ニ

表ニ

南――――仏

裏ニ

寛文十一年十一月十五日

釈浄閑妙円と有之候

右之次第ニ候へハ、同年頃已ニ今の只今之寺地已ニ万行寺寺地ニ被

仰付候と相見候事

△寛政文十二年未タ万行寺前町江住居いたし候証文如左

由緒記曰十世正賛伝下曰　真嶺作

馬場町万行寺境内狭少故屋敷買取申証文

一永代売渡申馬場屋敷之事

合畠三屋敷

右之代銀三百弐拾目相究永代売渡申処実正也、云云

寛文十弐年子正月廿三日　中石堂町　新助判

万行寺様

又

永代売渡申馬場屋敷事
合畠三間半ニ入弐拾六間半
右之代銀百目相究、永代ニ売渡申所実正也、云云
寛文十弐年壬子五月六日　万行寺前町　伊右衛門
万行寺
御納所

又

永代売渡申馬場屋敷事
合壱屋敷半、但シなかとなり
右之代銀百五十目ニ相究、永代売渡申所実正也、云云
寛文十二年壬子五月十日　中嶋町　有田久兵衛判
万行寺様

右三屋敷馬場町万行寺境内へ買添之証文、当寺宝蔵ニ現在せり」

文

△然ニ寛文十三年之頃当町江引移候考儀ハ、左之一枚之書付ニて相聞へ候事

但、此移住之年の考、先々住十六世正栄此書付之末ニ附紙いたし被考置候、正栄之時此書付被見出候と相聞へ候、左之通

畠地代銀之覚

一畠弐屋敷半　森藤庄右衛門
地代八匁九分壱厘
一同壱ツ　点屋(店)町　吉三郎
地代三匁六分
一同壱ツ　白水惣右衛門
地代弐匁五分
一同弐ツ　渋谷九左衛門
地代六匁壱分五厘
一同三ツ　喜右衛門
地代拾匁五分五り
一同弐ツ　吉田喜右衛門
地代七匁六分六り　字少シ不分り本ノマヽ
一同壱ツ　権右衛門
地代四匁弐分弐り五毛
嘉永六丑年ニ日、此弐分弐厘五毛ノ処ニ本書点かけ在之
一同壱ツ　福田金右衛門
地代三匁七分五分
一同三ツ　谷宗利
地代　匁九分
「龍(頭)城曰、谷宗利ハ□□之中ニ□之此下ニ在之」
一同壱ツ　具嶋彦三郎
地代四匁三分
一同壱ツ　伊右衛門
地代三匁七分五り
一同壱ツ　清作
地代三匁六分五り
一同壱ツ　皿や七右衛門
地代三匁三分五り
一同六ツ　末次与兵衛
地代弐拾弐匁五分

一同壱ツ　呉服町　久右衛門
　地代弐匁壱分
一同壱ツ　中間町　久左衛門
　地代壱匁八分五り
一同壱ツ　川渕仁左衛門
　地代壱匁五分七匁三分七り
一同壱ツ　満田介右衛門
　地代壱匁八分
一同壱ツ　くすりや　甚兵衛
　地代三匁七分
一同壱ツ　松屋　庄右衛門
　地代弐匁九分五り
一同弐ツ　中石堂　かみごや　新助
　地代七匁四分
　屋敷ノ外
一畠壱ツ　満田介右衛門
　地代三匁壱分
延宝元年十一月廿九日
右合銀百弐拾七匁七分七り
外ニ
　壱屋敷　地子弐匁九分五り
〆
右延宝元年ハ寛文十三年九月廿一日改元ニ候処ニて、十四世正清之由緒記ニも、今の祇園町之寺地に畠地買求メ寺地と相成候旨相見候へ共被記置候へハ、此此■一枚之畠地代之書付全ク其節之右寛文十三年当町江引移候節ニ買求候儀と相聞へ候事○又十二世正因之記録代寛保弐年戊七月、寺社役所へ被願出候願書ニ、拙寺本堂庫裏寛文年中ニ建立仕七十年余ニ罷成申候等と候得は、右寛文十三年又ハ十四年当り之引地ニ相違無之候○又博多於人の覚に、惣て津中之寺院自他宗共町内ニ有之を、寛文之頃町之端ニ御領法方御達ニて引移しと相成候由為軍用御上方御引移ニ被仰付候由申伝候○又寛永之頃十世正賛被引移候と申儀不約りニ候、其故ハ正賛師ハ■■慶安二巳年住職、元禄三庚午三月廿三日死去ゆへニて、行年七十八才と由緒記曇龍御代有之候得は、左之時ハ右七拾八才を返り員へ候得は、正賛出生ハ元和七辛酉年ニもニ相当り、右此元和七方同十年相続き目ニて二月三十日ニ寛永改元ニ相成候ニ付、其節ハ正讃僅ニ歳四歳ニ相当り候間、五嶋方当寺江転住已前ニ候得は甚不約りニ候事○或人ノ曰、矢張り一■閑妙閑之老之事過去帳不レ分寛政(永)十一年ニ可有之候、其故ハ只今ニても随分有之事ニて、十一年ニ馬場を去り候共、買売買入候地面之証文を翌年ニ認候へハ、前年ノ事ながら其年之年号を認事有之也、■■■■按ニ不レ尓馬場屋敷と証文ニ有之故ニ子孫可考、又眷紙三人ながら年号を同し、可知
○万行寺前町之称号之当町転住已前ニ有之事
由緒記十七世曇龍代十世正賛伝ノ下曰
此正賛か時に当りて、一寺の繁栄勢を競ふに門なく、門前市をなして遠来綿々たり、馬場町維摩の丈室に似す、迫迮何そ大衆を容るゝに堪ん、よつて書を官に上り、更に寺をその祇園町に移さん事を願ふ、官吏を遣しめ遣ハして検せしめ、地八百三十八坪を玉ふ、乃今至馬場町を謂て万行寺前町といふは此いハれなり」文○今十八世主ノ

曰、万行寺前町と申事、当町江移住之後ニ相立候町名と存し候へ共被存、右体被書上候儀と相見候得共、根元万行寺未タ当今之地江不引移已前、已ニ万行寺前町と申候趣ニ相見候、其故ハ寛文十弐年五月六日馬場町ニて買渡之証文ニ万行寺前町伊右衛門と有之候、例せハ西方寺前町ニ西方寺只今も有之と同事ニ候が如し、但し按ニ慶長十五年只今之黒田君御入国已前之寺ニ寺有之町は古き■矢張り何寺前町と相称へ候由ニ相聞候、西方寺ハ鎮西上人之直弟明源上人被開候て五百余年ニ候へハ、西方寺前町と可申候、但し大乗寺前町抔ハ中古土居町ニ往古土居町ニ有之、中古川端江引直り候ニ付、土居町筋ニ大乗寺前町有之之候被称へ候歟、乍去西方寺之例ニて考候へハ、往古已来土居ニ向キ相立候時ハ、矢張大乗寺前町と称し来り候もの歟と存候

○只今之座敷・井戸等出来候事

右ハ過去帳第四天明三年七月之下ニ曰、座敷・後堂・井戸・車木出来文、左□曰、十四世正清代也、後堂と申ハ位牌所之事歟、又ハ御堂之墓原の井戸歟、車木ハ台所之井戸ニ近年迄有之候へ共、□相□候ニ□十七世曇龍代被相止候事、車木・井土と候へハ台所之井戸と相聞へ候事

○松葉屋勘右衛門ハ相吊候墓之事

過去帳第四、天明五甲巳年八月ノ下ニ曰

一海入（八月九日）　名元不見

右ハ市小路町松葉屋勘右衛門網ニ入候を、当寺江其骨を納メ同人ハ吊也」文

過去帳第四、天明八申十二月下ニ曰

一圓相了諦　長崎茂木村　五八

右ハ肥前長崎茂木村之人也、中嶋町井桁屋嘉兵衛客也」文

但し、右ハ同月十二日之後ニ此改名有之候へ共、此了諦の日付無之、此了諦の次ニ廿一日ニ浄貞と申戒名有之候へハ、十二日ハ廿日迄之処ニは死去と相見候事

永代経志帳ニ金子三両ト長崎茂木村五八母と有之候

○釣鐘堂建立之事

過去帳第四、寛政元酉年十一月之下ニ曰

十一月十日釣鐘堂徒（ママ）移橋口町紙屋次吉寄附也」文

又近年（年号不覚）天保二三七、八年之頃、風災ニて此鐘堂相転候ニ付、杉崎次吉（後ニ忠次郎と改ム）又々先祖之志を継キ及再建候事、十八世龍城之代也

○釣り鐘ハ三臓圓之先祖寄進也

〆

○五嶋元海寺旦那地借之事

過去帳第四、寛政四年三月下

一清蓮了空（三月廿六日）　五嶋肴方浦　法村喜惣太

右ハ同国魚目元海寺旦那ニて、当□鰯町若狭屋五左衛門方客也」

文

右江永代経志上り候事、本堂ニ書出如左

○墓所地主遣候覚間数之事

同帳四、寛政四子年十二月下曰

一妙忍　對馬小路町中紺屋久助　女房

右ハ萩屋受持之土地、此度萩屋江地主代遣、則長壱間、横三尺、紺屋久助受持ニ相成候、為已後書付置申候事

子ノ十二月廿三日」文、十八世主按ニ享和三癸亥正月記録之中ニ、左之通文化十二亥年として

弐拾下字ナシ

一弐拾（永代経志）　釜屋重兵衛

右ハ萩屋先祖為供養

○五嶋大蓮寺弟墓之事

一貞吟　五嶋冨江　大蓮寺弟

過去帳、寛政十二庚申年二月二日死去之ニ候事

○門内練屏起立之事

過去帳、寛政十二申年七月下ニ曰

一此度紙屋次郎右衛門・同次吉、右両人ゟ練堀（塀）寄附ニ付、門ゟ十九間ハ次吉ゟ寄附、次ゟ八間三尺ハ次郎右衛門ゟ寄附、右ニ付大工善吉、日雇方半三、瓦師金右衛門、陶工九平、当寺ゟ納所久仁次、右之面へ六月十七日立合之上境目等吟味致候て、六月中旬ゟ取掛り八月下旬ニ成就、為後々如是書印置候事

練堀（塀）棟梁竹若番半三

以上

と有之候事

△其後嘉永元年年之秋之頃風雨相続き、門内ニ瓦町側之練屏相崩れ、其後嘉永五子四月、当寺五世正海様幷名妓明月弐百七十五回法事之節、楢崎次吉江段々及示談、金壱両計り寄進之筈、余ハ当寺ゟ右練屏相再立いたし候、石工ハ祇園町堀善助、棟梁ハ竹若番半三七十有余、同人悴伊右衛門、小山町紙屋嘉作二男等也、十八世龍城之代也

○祇園祭礼ニ付役人立宿受持之事

右ハ何年頃ゟ被仰付来候哉、順世寺と隔年ニ受持候、延享五年戊辰六月十四日ニハ、伊藤千右衛門ゟ之証拠・記録在之、順世寺ニハ吸物・酒幷ニ取肴差出来り有之、於当寺ハ古来ゟ当無其儀候、尤立宿之札ハ町役ゟ持来、門前之柱ニはり出ス、御幕も同然ニ候事

十二世正因代元文享保十九年記録曰

六月十五日

一櫛田宮おさへ高畠丹次殿宿被致候事

同月十九日

一同おさへ奥山次右衛門殿宿被致候事

右へ立宿人足弐人代として、古門戸町継所ゟ古来三百文当寺江証拠遣候、此分継所へ付ケ候へハ早速右銭相渡来候事、然ニ嘉永三年頃ゟ弐百文宛り証拠認来ルニ付、相重り候ハヽ問合及可申事

○東光寺村つるき塚一件之事

享保十九年五「六」（重書）月六日下ニ曰（五歟、六歟、鼠切り也）

一東光寺村之山願書岸田瀬兵衛殿江指出置候

右願書ハ正因師の記録別紙ニ在之候事

九日

一山之儀ニ付、東光寺村庄屋忠五郎江書状遣ス、返事有り」文

十八世主曰、此遣候文言書留不相見、但し返事ハ左之通記録之中ニ押へ付有之候事

写

東光寺　忠五郎

万行寺様　尊下

尊書拝上、先以御勇健ニて御座被為遊候旨、珍重奉存候、私儀無異儀居申候、然ハ連々御噂被遊剣塚御立山御願被成ニ付、御達被成候ハヽ被　仰付候通得其意奉存候、尤此方江　公儀ゟ御尋被成

趣も候ハヽ、宜敷取なし申様ニと仰被下、是又奉得其意候、心結期尊顔、万々可申上候間不能多筆候、以上

六月九日　（花押）

追て申上候、右之御願埒明申候ハヽ、近村ゟ土芝馬なとつなき不申様ニ、近村御触被成候様ニ御願可被成候、無左候へハ山立兼申候、左様御心得可被遊候、以上

（三丁半空白）

○地主銀五ヶ年賦ニて上納被仰付候事

万日覚帳曰（十二代正因作）

享保十九年寅六月廿九日下曰

一内畠地主銀子ノ年分ハ七月切上納、巳（丑ノ字歟本ノマヽ）丑年分ハ今年ゟ五ヶ年賦ニ被　仰付、書状瀬兵衛殿ゟ参候」文

右瀬兵衛殿状如左達書右帳江押付如左

万行寺　岸田瀬兵衛

以手紙申達候、然ハ貴寺地子銀去々子・丑両年分不納候処、丑ノ年分は不残被相納、子ノ年分ハ当暮ゟ五ヶ年賦ニ被　仰付たる儀■ニ候間、丑ノ年ノ分上納相済候ハヽ、子ノ年分年賦借状早々被指出候様ニ可申談旨、御勘定奉行ゟ申来候、丑ノ年分不残被相納候上ニて、子ノ年分之借状御指出し可有之候、以上

六月廿九日

同年七月廿一日下曰

一享保十八丑年分之地子銀、今日惣代弥平江相渡申候

十八代主ノ曰、■此丑年分ハ去前年丑年ニて右を当、享保十九寅年ニ被納候と相聞へ候事

「（十歟、本書少し鼠きり申候）

同年十二月十四日ノ下ニ曰

一寅年分地子銀極月十四日ニ相払、惣代弥平方ゟ受取取ル

同日

一五ヶ年賦弐拾四匁壱分八厘相払、惣代弥平ゟ受取取ル

○那珂郡塩原村ニて万行寺薮有之事

右ハ旧記并申伝ニも不承及候処、然ニ古小路町山崎氏飴屋伊助と申仁当寺講中当嘉永六癸丑年七十余歳ニ候処、同人申候ニハ塩原村ニおゐて万行寺竹薮と申所壱ヶ所有之、但其薮同村ニて何レ之処ニ有之哉ハ不存候へ共、已前ゟ有之候段聞及候旨申出候事

右追々同村庄屋等江承糺シ可申事

〆

○当山古来黒印ニ候処、願ニゟよれはゟ去ル天保五午年二月ゟ永代朱印ニ相替候事

右願書左之通

朱印御免之御達如左旨寺社奉行小嶋殿へ達如左

万行寺　小嶋源五左衛門右衛門

貴寺印形朱印ニ替之儀承届候、其御心得可有之候、以上

二月朔日

右御免已後御免ハ十七世曇龍代ニ候事、十八世龍城代ニ至候ても朱印之儀其儘ニ押し来り、別段願立ハ不致候事

一 ○徳栄寺・光専寺も同年頃願出有之御免ニ候事、但し少し当寺ゟ壱ケ月も早く有之哉と存置候、背ぶみ之為ニ早く願出有之候事、例せハ雨両天日傘ハ両市中内ニて法中願出御免、後ニ触頭中願立候如く御免ニ相成候と同し

二 ○其後春吉専立寺住持紫溟、天保六年之冬諸宗之惣礼上席ニ被仰付候ニ付、朱印ニ仕替度触頭徳栄寺江年番願出候へ共、右朱印ハ根元触頭ゟ配下ニ不紛様ニと申願立ニて御免ニ相成候事故、徳栄寺不承知ニて願書取次無之、其儘ニ相成候事

○裏粕屋

四 ○其後余間宮之寺々諸郡一同申合青肉ニ願出候、此分ハ追々御免ニ相成候事、穂波明正寺・上座万徳寺ゟ同年二月廿日ニ願出候事

三 ○御本山江ハ別段届も不致候哉ニて、右午年ゟ朱印ニて添書致来候事

〆

○外村松源寺弟子四人当寺ニて剃刀之一件

天保四癸巳年十月四日下ニ曰

十七世曇龍代

堀口村松源寺弟子四人江剃刀願一件、最初九月廿日頃、席田郡青木村専宗寺住持玄曄を以右一件願出、剃髪幷宗要之儀筆授被成下候様申出、聞届之旨答置

其後松源寺罷出願之趣御聞済被仰付難有奉存候、然ニ彼等住職ニて無御座候へハ、只法名丈ケ御授ケ被為下度、剃刀之儀ハ先ツ用捨仕度段申出ニ付、其旨承届候段答置

右ニ付九月三十日罷出候様申付置

同晦日、松源寺弟子三人幷小児八才共召連罷出

周遊二十八・慈仙二十六・慈観二十弐之三人江其次第之如く道振・義鏡・履善と授く、八才之分江ハ獅吼と与へ畢○但、即日義鏡を願ニよりて義詮と改

十月朔日願書を以差支之儀御座候ニ付、道振を信道、履善を慈教と御改被下度段申出ニ付、望之通法名書改メ渡ス

〆

一 浄福寺も十八世龍城代ニ剃刀幷法名願出承届遣候儀有之、左之通一取扱方左之通

〆

（半丁空白）

順正寺之墓当寺江墓尻入来申候

釈貞順信女　佐田平三妻

享和三年正月廿三日

後道信士

文化十一年戊（戌）正月廿三日

〆

（以下塗抹）「一松翁釈圓老至信士

原田平九郎種信

文政十丁亥年六月廿八日

竹田墓

一宝永六己丑年十一月十九日

法名不見

石蔵屋墓

安永五丙申　石蔵利左衛門

六月十七日

一慶信士

同人妻

寛政二戌七月十七日　同三　天明元」

一当寺江御田地（空白）反　那珂郡住吉村

原田平九郎（大庄屋先年相勤居候事）当寺旦那ニ候処、先年（年号不分）寄附有之（以下塗抹）「候得共、

曇龍代ニ上納■■■差戻歟ニ相成、只今ハ右田地平九郎寄附之年

号不分候へ共、先々住正栄代歟、又ハ同師圓舜已後無住之節歟、

文化十四年ゟ十七世曇龍藝州ゟ入寺ニ付此考致置」居候事

一然処十七世曇龍代文政六七八年之頃歟右御田地上納当寺ゟ下作歟

ニ歟ニ被付置候処■文政七八之年頃候て、上納も下作ゟ相払上納

致居候哉ニ候処、文政六・七・八年之頃上納米不作ニ付、当寺ゟ

銀上納相まどひ有之候間、右下作壱俵も当寺へ不来哉ニ付、却て

難渋ニ相成、平九郎江被差返候哉と存候、右下作人ハ何人ニ候哉

不承、其後被差返候事平九郎ニ候哉等と覚へ不申、別人ニ売払ニ

相成候哉、平九郎方江引合等有之儀ハ相覚居候ニ付、同人江払ニ

相成候哉、小山町糀屋武右衛門一名万平江相尋可申事、又ハ住吉

春吉村田地帳詮儀之事

「追考（頭注）」

文政七甲申正月御寺法・御国法・御用日記之内正月四日ノ下ニ曰、

住吉平九郎来□（り）年貢之事ヲ談ス四日、藤吉来り年貢之事を断ハル（ママ）文」

又同年正月廿四日之下曰、住吉平九郎紙面遣し、去年御年貢六十

七匁ハ近々ニ次平ゟ相弁候様可仕と申来、尚次平ゟ壱俵差出候間

御請取可被下と申来候」文

同廿六日、御上へ願出候様平九郎ゟ申来万行不取上」文」

一右田地当寺へ寄附之年月不相分、先々住正栄之代歟、其後無住之

時歟、如何成儀ニて寄進有之哉、慥ニ先々住正栄代ニ寄進有之儀

ニ伝へ承り居候、十七世曇龍ハ文化十四年ニ安藝国ゟ入国ニ付、

其已前ニ寄附と相聞候

一年貢収納之通壱枚印形付キニて左之通只今相残り有之写

写

文化十三年分春吉村御年貢収納之通

庄屋正平印

子八月

万行寺様

徳割帳奥〆

合　米三俵壱斗七升六合

銭三匁四分三厘

代米三升四合

一米六升　臨時切立

内

米壱俵弐斗八升五合　九月廿七日　忠助

同弐斗五合　十月二日　弥助

同壱俵壱斗壱升　同日　利八

〆

右皆済

右之通ニ候、平九郎ハ文政十丁亥年六月廿八日死去、原田平九郎種信と石塔ニ有之、法名松翁釈圓老至信士と申候、七十四、五歳ニて死去、墓ハ逆修也、当寺之墓所ニ在之

一御正忌御座変法之事

去ル天保十一年之頃何月御本山御用僧浄通寺讃州触頭也入来之節、御正忌■法路万行・徳栄両寺ゟ相頼被勤呉候、其刻左之通順正寺西■ゟ妙行・西教寺迄委曲書中及懸合、隣寺幷ニ妙行寺ゟ已後之後例ニ不相成候ハヽ、当年限り格別之由を以程能承知ニ相成候事

口上

拙寺儀此節　浄通寺殿御請持仕候処、福岡表江も徳栄寺江も御懸ケ勤被成候、然ニ只今之趣ニてハ昼夜ニ四度御往来、就てハ時刻も延引ニ相成、各様御迷惑之御儀ニ御座候、右ニ付徳栄寺・拙寺両寺申合仕候て、徳栄寺昼之御返、夜ゟ御客僧直ニ万行寺江御移りニて被相勤、万行寺御晨朝九ツ時之処を引上ケ、覚永寺引続キニ万行寺相勤可申、左候ヘハ万行寺ゟ徳栄寺江御客僧被引移、晨朝御勤ニ相成申度ニ付、昼夜四度之御往返弐度ニて相■済、先々時刻延引ニも相成不申様ニ御座候、仍て明廿四日御晨朝は万行寺処は覚永寺、御初夜後引続き御営ミ申上候様決択仕候、此段為念御通達仕置申候

万行寺
知事

霜月廿三日朝

順正寺様
善照寺様
妙静寺様
覚永寺様
妙行寺様
西教寺様

御返夜昼八ツ時
御晨朝夜九ツ時

一古来

〆

〆

（以下塗抹）「一其後（空白）年ニ至り時節不宜盗賊多く、女中抔夜深く相成参詣難成旨相歎候ニ付、講中申合左之通ニ相成候事、―此事御用記ニ有之、只今之通也」

（挿入文書）「今日ハ御忌大御返夜光隠如射御繁多奉察候

一今御初夜ハ御伝拝読仕、夫ゟ直ニ引続無賛題御法談有り来居申候、右御法談御仕廻之上、覚永寺引続御晨朝相勤候てハ、御寺へ御引移り延引ニ相成申候間、手元ハ御伝拝読極々引上ニ仕、覚永寺勧化之間ニ晨朝之御勤是迄通りニ相勤、其跡ヲ直ニ是迄之通り御法談ニて御寺へ御引移り相成度奉存候、右ハ是迄之通り事ニ御座候、然ニ御伝拝読後ニ御法談を願上候て、其跡へ御晨朝相勤メ、其跡ニて御寺へ御引移ニてハ、御寺言語ニ延引可仕様奉存候間、万行手元ハ御伝後之御法談なしニ仕り、御伝を極々引上ケ相勤メ、御晨朝後ハ早々御寺へ御引移ニ相成候様仕度候、尤コヽニ一ツ御法話を少し計り御晨朝御法談後ニ御願可申上候間、御寺之処■御晨朝例刻ゟ少し御差延被下、御勤メ被下候ハヽ忝奉存候」

徳栄寺様　　万行寺

今日ハ御忌大返夜光隠如射御繁多奉察候

一今御初夜ハ御伝拝読仕、夫ゟ直ニ引続キ無賛題御法談有り来居申候、右御法談御仕廻之上、覚永寺引続キ御晨朝相勤候てハ、御寺江御引移り延引ニ相成申候間、手元ハ御伝拝読極々引上ニ仕、覚永寺勧化之間ニ晨朝之御勤是迄通りニ相勤、其跡ヲ直ニ是迄之通

り御法談ニて御寺江御引移り相成度奉存候、右ハ是迄之通之事ニ御座候、然ニ御伝拝読後ニ御法談を願上候て、其跡江御晨朝相勤メ、其跡ニて御寺江御引移ニてハ、御寺言語ニ延引可仕様奉存候間、万行手元ハ御伝後之御法談なしニ仕、御伝を極々引上ケ相勤メ、御晨朝後ハ早々御寺江御引移りニ相成候様仕度候、尤コヽニ一ツ御法話を少し計り御晨朝御法談後ニ御願可申上候間、御寺之処御晨朝例刻ゟ少し御差延被下、御勤メ被下候ハ被下候ハヽ忝奉存候、以上

十一月廿七日

一其後ニ□只今之通ニ相成、記録ノ通り

松の詩歌を索むる先住大行院頌

一　寺在博多東南一松在本堂ノ前面一

后三　本根一丈四尺一周囲五十三間

前二　形如円蓋半開一色似蒼天无一雲

四　望来人々咸言一若移在京坂間一

五　必与唐崎嶋雄一惜哉在西南地一

六　仰臥知賢君子一為題一一辞莫レ惜筆

今此中ニ二句有之様ニ覚候へ共、本書紛失ニ付不レ覚惜哉

一当寺筑紫松之事

右ハ本堂前笠松之名也、十七世曇龍在坂之節、天保三辰七月三日大坂長七江書付被渡候て、松ニ名を御附被下候御歌拝領被願上候、尤相調候上ハ、大坂ざこば伏見堀なんば橋北詰東江入北側、和泉屋傳兵衛江御下ケ可被下、京都取次所ハ西六条醒ヶ井大鼓之番屋上ル正恩寺迄御遣可被下候

一松之高サ　心之処　弐丈半計り

枝垂之処　笠さして通り候程

一松之形　編代笠ニ似たり

一まハり　九十間余

〆

十八世主云

其後御歌之相下ル　時代不存、天保十一年頃也

禁裏御歌所ろ　御所之御歌之預り所ニて、禁応歌之御師範と申す事

博多万行寺の筑紫松を　宸ノ字歟

左羽林季賓

数ならぬ心ろ言葉も

つくしてむ

名におあふ寺に

名にしをふ松

又右季賓卿の御父ゟ公祐卿殿ゟ時御歌所松山宰相殿ノ分如左

松■といへは千歳をふへき

ものなれば

さもたのもしき

かとにそありける

公祐（キンサチ）

一庫裏之門口之前ニ有之松ハ、紙屋次郎吉元祖善西翁十六、七才之時被植置候由ニ候、近年松を鐘掛ノ松ト称ス、是ハ右天保七、八年已前風災ニて鐘楼再建治吉方ゟ無之、已前御正忌之節此松へ鐘を釣り相鳴らし候ニ付名付置候事

一当寺之学寮を甘露窟と称へ候

右ハ先師大行院被名付置候事、文政弐、三年之頃初て建立、世話人

ハ早良郡浄泉寺住持曇溟と申僧ニて、此人御本山江御改革之砌勤功有之、江州、夜須西福寺江入寺也、其後天保元年之頃弐卯二月廿五日ゟ記帳存置、宗像郡宝蓮寺新発意義龍再建成就いたし候事、義龍ハ其後御本山ゟ学階得業ニ被仰付候事

一嘉永六丑三月廿三四日之頃九日ニ櫛田宮下遷宮有之節、町内ゟ左之通出財申来順正・善照両寺及相談候処、出財不致てハ町内之儀ニ付差支筋も可有之、不宜旨ニ付則申来候儘相渡、左之通

三月十日
一八百拾文　　人足三人分
　　但、壱人ニ付
　　四匁宛り
三月十日
一弐百文　　掛ケ暗燈弐ツ代

右ハ下遷宮ニ付門前江掛あんどふ弐ツ灯ボシ呉度、尤暗燈丈ケハ町内町内ゟ調調可差出旨ニて差送来、且又御神燈と書認、此紙も弐枚当寺へ町内ゟ送来、余弐方ハ当寺ゟ張ル、此儘ニて門前へ出ス也、右あんどふハ当寺ゟ出財之末ニ付当寺江取置候事

一順正・善照両寺いつれも同様ニ候事

　但、門前■券口多少ニ付少々差別有之事

一右掛暗燈ニ御神燈と町内ゟ印シ来候分江、当寺ゟろふそく付ケ差出候事、尤昼下遷宮相仕廻候へハ不及其儀候事、九日ハ昼内ニ相仕廻ニ相成不及其儀候事

一右八百十文ト弐百文ハ其節町内いわしや平助江為持遣置候事

一八百拾文之人足三人分ハ其寺ゟ家来差出候得は、右賃銭八百拾文差出ニ不及候へ共家来を差出候節ハ、寺之男ニ付町内若きものゟ様々之事申掛ケ候事も有之、又別ニ男三人やとひ差出候へは給銀八百十文ニてハ不相叶、其上めし等も差出候訳ニ付、順正寺・善照寺も一同右人足賃差出ニ相成候事

一正遷宮之節も右同断三人分八百拾文渡ス、正遷宮ハ当丑之事、三日也○順正寺・善照寺ハ人足弐人也、一朝軒弐人、東林寺三人、川崎氏壱人之処ニ中村借家有之、此分ハ高書印し無之事

「嘉永七年正月松囃子ニ祇園町ゟ作り出仕立候節、人足三人八百十文（頭注）櫛田宮之例ニて差出呉度申出候へ共、同月十四日ニ分渡候事」

一春吉正光寺ハ柴田正光と申士之末ニ候由、只今之先住圓海代ニ御上ゟ御召有之節、書認候もの少し計有之由ニて、柴田勝家之陪臣家来筋共歟と当住申候○然ニ万行按ニ、鎌倉将軍家譜一（十五左）寛元二年十二月鎌倉五代頼嗣之読書始メニ、筑後守正光為待（侍）読と有之、是とハ別人なる事年代不相応候へ共為考合書置もの也

○一当寺五代目正海母ハ佐々木氏之由云云

　佐々木之調子如左

　鎌倉将軍家譜（巻左）・同（二右）・同（十六左）、信長記拾遺一（二左）云云○佐々木ハ宇多天皇後胤と御本山七里伝ニ出ツ

○一十七世龍城母ハ曇龍先祖源三位頼政也之事

　同鎌倉家譜（二ノ右四行）曰、治承四年源三位頼政及子仲綱欲レ討二平家一等ノ文

一御笠郡原田二日市ノ正行寺之事

右ハ根元当寺末寺ニ候処、何年頃致離末、東本願寺ニ属し候哉（妙行寺歟）取調子之事、去ル天保六、七年之頃大公儀御代替ニ付誓判上京之寺有之候処、無其儀文御本山ゟ取調子之上触頭へ御申越之書付へ、万行寺下右正行寺と有之、仍て当寺末寺候ハヽ御なる事を令承知候へ共、当寺家来記録幷申伝ニも一向承り不申、然ニ右体御本山ゟ御申下シ之上ハ御本方（山脱歟）御記録ニ有之儀分明ニ候、其後甘木教法寺へ十八世龍

城罷越候節、同寺老母（先住（空白）之実母博多善照寺、先々住之妻西遵後淳字ニ改ム之妹歟）ニ承候処、中古万行寺ゟ教法寺歟又ハ外方江坊守罷り越候節、駕籠を本堂之檐江居へ候処、いかに本堂ニ候共、院主ハ格別、奥方之駕籠本堂へ居之檐へ舁キ上ケ候事難相済、全ク万行寺末寺ニ候へハ社如此事も有之旨ニて不帰服ニ相成遂ニ東派へ改派候由承り候、龍城按ニ古しへハ当寺之奥方等ニ駕籠ニて黒土ふみ候事ハ無之候、只今之義母（曇龍之之後妻）被申居候へハ、左様之事も可有之哉、定て毛利氏ゟ相見候奥方（被申後室）之時ニも候哉、左候へハ最早百年已前之事ニ可有之と存候○又十二代正因の室甘木教法寺徹周娘とめと申候、明和九辰四月廿三日死ス、其頃之事歟

一御笠郡宰府来光寺之事

右ハ元来当寺末寺ニ候事、寺院伝古来之通分明ニ候処、先住曇龍代歟、天保十一、弐年同寺願事有之、添状当寺之頃歟

且又触頭三ヶ寺ゟも差出候処、御本山御記録ニ佛照寺歟之下之由ニ候事、先住在京之節ニ付大ニ驚き、寺院帳之約束共申上候哉、然ニ佛照寺ゟ已後離末之一札当寺へ参候来光寺ゟ離末銀差出候由ニて佛照寺ゟ已後同寺末寺離末之一札当寺へ参り居申候事

一触頭三ヶ寺触頭前後次第

一当寺ハ　證如上人御代　一国触頭蒙仰、其後（平出）長政公之時慶長九年触頭尚又如已前可相勤旨、於伏見五世正海江被仰付（天保六未年十二月町奉行建部孫左衛門へ出ス分）

一徳栄寺ハ同寺由緒書ニ　長政公之時同寺住持　仍願触頭蒙仰

一光専寺ハ同年由緒記（空白）云云

然ニ寛文五年迄ハ万・徳両寺而已触頭と相見、光専寺寛文五已後之ニ触頭被仰付候と相聞へ、其証文如左但

但し、寛政文五年之後何年ニ触頭被仰付候哉不相分、寛政文ハ当嘉永六丑年ゟ

写

書物之条々

一切支丹宗門弥依御制禁、末寺ハ不及申、雖不為末寺御国中真宗西本願寺一派之寺々従弐ヶ寺堅可相改旨被為　仰出奉畏候事

一弐ヶ寺之侍僧同宿幷下人、惣て寺内召置候もの切支丹宗門・ころひ切支丹共ニ無御座候、向後猶以無懈怠可相改之事

一切支丹宗門と慥雖不見定、於檀方中うたかハしき体之もの見及候ハヽ、各両所江可申断事

一ころひ切支丹之者檀那ニて罷成と申候ハヽ、各両所へ申達下知次第可相定之候、御国中末寺真宗西本願寺一派之寺々共令相守、此旨左様之者在之は拙僧共相改、随分下下知可相定之通堅為申聞、寺々之書物判行取置候事マヽ

一於檀方中死人有之及案内之時、下凡之族たり共其死骸見届ケ、其上を以可令葬之候、自然遠所之檀方若至其時、故障有之死骸見届之儀就難成は、下輩之組付ハ其組之小頭、大身之家頼ハ其家之おとな分、小身之下人ハ其主人之手形、町中ハ其町之おとな五人組、於在郷ハ其村々庄屋、五人与として見届、異体之取納無之趣証拠を取、其上を以可及結縁候、御国中末寺其外真宗西本願寺一派之寺々不残、此旨為申聞堅令相守、寺々之書物判形取置候事

（不ノ字歟、ゟ之字歟、分ノ字歟、本ノマヽ）

右条数聊違却之儀御座有間敷候、当寺中幷末寺其外真宗西本願寺一派之寺々共ニ令違背と被遂御糺明、弐ヶ寺より常々相改之所緩怠於在之は、拙僧共可為越度候、為後日如件

（候ハヽ、歟、本ノマヽ）

徳栄寺

寛政文五年
〻五月十一日　　万行寺

伊藤半兵衛殿　　十八主ノ曰

毛利長兵衛殿　　此殿ノ字也

一左之書付先住曇龍手覚書一枚有之写置

此分文政三年続風土記拾遺御用ニ付認被申、当寺累代由緒書一巻在之、其節土居町釜屋半平ゟ被承被記置候分と相聞候

一吉田式部之時家別亭主罷出血判

一血判余寺奥判毎時当山

〆十八主曰ク、右ハ大判之事と相見候事

一六千度　大友　四千度　大内　六千度　七地蔵

〆

十八主ノ曰

右ハ当山へ地蔵石像壱体在之、霊験近年来不思議也、此地蔵之事を取調んと被承候事と相聞候

一深香庵　寺中妙圓ノ下、本ト大乗寺ノ下

〆十八主曰

右ハ当山開基空性聖福寺中之西光寺へ留＊有之儀在之、其儀を承ラント被記置候事歟不」分可考

一博多古文志　同古文記　同古典記

一博多記　石城誌　津要録

櫛田記　博多財(細)伝記　風土記

〆

十八主ノ曰

右ハ当寺之儀も右之書江書加可有之哉と被存、被承置候儀歟と相聞候○津要録と申ハ根元年行司役所ニ在之秘録也、是ハ川端町万屋伊平次之祖父古キ反古ゟ見付清書致置候ものニ候由、釜屋半平ゟ十八主承り申候、近来之博多津之要用ハ、追々只今之年行司後見伊藤久右衛門ゟ申付調ニ相成居候由○博多財(細)伝記ハ博多細伝記ニ候半、細伝記ハ只今之書林掛町次助江致所持候ニ付、十八世龍城借受ケ見候へ共、当山之事ハ壱ツも無之、博多と題号ニ有之候へ共、全ク福岡武家之事計りニ候、初弐、三枚之処ニ博多之事少し出テ候計ニて而已、是ハ筑前之恥ヂを書し秘録也

一博多大友家ゟ代官代々相居ル、今ノ矢倉門也、天文七年臼杵阿(安)房守築」城、今ノ山ノ根堀田河原町吉祥天社の辺ゟ今ノ東林寺の角迄同人堀立ル、依て其堀房州堀と云伝ふ、今のノ東林寺ゟ辻堂御門下迄徳永宗也堀立ル、宗也堀といふ、辻堂御門ゟ辻村迄堀立大屋何某今嘉麻郡千手村ニ住ス

〆

十八主ノ曰、右ハ当寺之山ノ後ロノ堀田小溝ハ古代堀なる事を知らん為ニ被承置しと相聞候事、大屋ハ今も千手村ニ住して大屋孫右衛門ト申候、秋月御領ニ候事○又右之堀ハ貝原風土記ニ明暦ノ初メニ田となると云云

一順正寺ハ妙行寺之隠居地、元ト石橋ノ辺ニ在り、御上仕組ニより今ノ地ニ引ク、頃ハ延宝の初なり、万治頃迄川口町とアリ、此より□(土)居流レ券帳ニ委し

十八主ノ曰、右ハ順正寺事を被承置候也、文化十四年認ニ相成候博多名所図会と申書第壱巻ニ曰、妙行寺従善が子教善開基セリ、寛文年中二世竹立ニ到テ今ノ地移セリ、初ハ妙行ニ隣レリ、妙行寺ト共ニ東派ナリシカ、後ニ西派トナル、文

一享保弐十年、依二一寺仕組一表ノ野菜所門徒望之もの墓所ニ売払
御門通西ノ塀添、對馬小路町下はぎ屋何某○次ニ橋口町紙屋平十郎
○次ニ西村保次（芳次ニ作ル 大濱ニ居住）○次ニ綱場町櫛屋何某○次ニ順正寺
ニ境ふ釜屋助右衛門所持跡跡ヲ弐ツニ分ツ、西方町官内町ニ一口
〆
十八主ノ曰、右ハ表通り之墓所売払候一件を承置被申候事と相見
候○釜屋半平申候ハ（只今之半平と親半平と同名也、曇龍ハ親半平之噂、ニて書取在之、龍城ハ只今之半平ゟ承候処を印ス）享
保之頃言語之困窮ニ付、只今之大松之下売払ニ相成候、然ニ西村
芳次（只今次八といふ、近年之大濱ニてうとん屋ヲ仕候事）当時□□一族何某之墓所を求置候処、
芳次先キニ死去致候ニ付、右求置候墓所へ芳次埋葬いたし候段申
居り候事、按ニ享保十九年頃ハ寺主銀（地）も五ヶ年賦ニて上納願出ニ
相成、御聞置ニ相成候旨、寺社奉行之達書も旧記ニ相見へ候間、
此説相違在之間敷候事、享保ハ十二世正因師之代ニ候
一台所ニ向ふニて墓所三ツ有之分ハ、天保十一年之夏之頃十八世龍
城代ニ相渡候、右ハ御用僧祐仙房殿国東御参向御用ニ付上納取立
ニ当国へ入込有之、其後天保十二年之頃石田小衛門（大根屋之事、知之事 白屋石田ヨシヲキ敬起ト いふ）豊前小倉御坊へ下り之節、同所田之浦へ九州筋御末寺身分
取締改革之惣会所相建テ度祐仙房願望ニ候処、銀子入用之事有之、
其節当寺門徒楢崎次吉（十九文屋事、紙屋次吉カノ事ニて只今ハ忠次郎と改ム）同所参り合せ、祐仙
房ゟ金弐拾両入財ニ付急ニ調へ遣呉度内談有之、同人受持当国へ
罷帰り万行寺へ相談之上、糀屋武右衛門（小山町ニ住ス 原田氏）・烟草屋重助
（厨子町ニ住ス 黒瀬氏）、其余紙屋仁平・五平等六、七輩ニ金子五、六両宛り
借受、漸く廿両相調へ万行ゟ祐仙房へ遣候処大喜有之、尤田之浦
惣会所ハ其後取止メニ相成、其後右廿両ハ祐仙房ゟ万行へ払ニ相
成候、右五、六両之分之事も有之、且又先年文政年中当寺内陣昇
進ニ付、金十両武右衛門ゟ取替ニ相成候分返済当寺ゟ武右衛門へ
不致候ニ付、同人願ニゟ無拠地面相渡候事
一已後紙屋宗平（紙屋五平之■おひ也）是又本堂外陣新屋ニ付、金又五両相成、無
拠差遣候事、是ハ根元壱間余方も囉度受合置候処、同人当寺留守
中ニ只今之通間数相弘メ彼是八畳敷丈ケも取り候事、畢竟不相済
候へ共、同人事日々当寺へ参り万事心配致候仁ニ付、何分理詰メ
も難致、先ツ其儘ニ差置講中ゟも申立候人も無之、無拠次第ニて
流シ合ニ相成候事
一第一番ニ在之候紙屋次吉之墓所ハ、文政弐、三年之頃、先住曇龍
代ニ右次吉へ相渡候、其故ハ大松之根本堂之前ニて右次吉之墓所
之中ニ入り候を先住代ニ段々申入、紙屋之墓所へ入り居候大松之
根を塀之外へ出テ候様ニ申談有之、夫ゟ根ハ同家墓所之塀之外下
ニ出テ候様ニ相成候、其代りニ台所ゟ壱番先キ之墓所只今之間六、
七間分銭なしニ十九文屋へ囉受候事と承り置候
一義昭将軍御教書之事
右御教書之儀、古来教如上人御感状ニも候哉之旨当山由緒記ニ段々
申送りニ相成居候処、文政之頃先住曇龍代赤間町居住御記録方土々
木傳蔵殿へ相頼被置候処、左之通申来、右文言ハ由緒記ニ在之

御判如此

右ハ足利義昭将軍公之花押ニ相違無御座候、（平出）義昭公ハ義晴公カ
男、永禄十一年任二征夷大将軍一、兼左近衛中将、叙二従四位下一、
法名霊陽院
昭光

宇治槙嶋城主槙嶋玄蕃頭賜「昭之一字」、称「昭光」

藤安　未考不申候

■■籾井兵部ノ丞之事ニ候

右文政四辛巳四月十二日土々木傳蔵殿考也

一其後右藤安之事傳蔵殿ゟ考来候哉、文政九年又々清書候て青柳勝次へ被差出候当寺由緒記ニ、藤安ハ籾井兵部ノ丞と先住書入ニ相成候

右条々何之書ニ出候哉、本拠ハ土々木ゟ申来候書付ニ不分、残念ニ候事

義昭公之法名ハ足利将軍家譜ノ尾ニ相見候、如左

又、先住之書送りニ左之通

一槙嶋玄蕃頭「義昭ニ随ひ、中国ニ成り昭字」

十八主曰

右ハ　中国ニ被参候節昭ノ一字拝領と相聞へ候、此儀ハ土々木之口上之噂を書付被置候事と相見候

一覚永寺（先住書送り）　夜須栗田村　寓中嶋弐十年計り後地渡る

十八主ノ曰、是ハ今熊町覚永寺ハ元ト夜須郡栗田村ニ有之と申事ニ候、其後博多ニ転地之節中嶋ニ弐十年も住居ニ相成有之哉被相聞へ候、夫ゟ只今之今熊町ニ寺地御免と申事ニ相見候○只今之住持恵覚永寺住持恵称ノ曰「当年七十才」、覚永寺ハ万行寺之隠居地なり、是博多津中の人々皆所知ニ候段被申居候、不審、栗田村ゟ転地之事何とて当山之隠居地ニ候哉

一万行寺前安竹新次（蒟蒻屋）（先住書送り候）

十八主ノ曰、此事何共不相分候事

一慶長多々良家臣新原左馬頭寓「善照」、子孫寓「土居」、釜屋小衛（十八主ノ曰小兵衛歟、本ノマヽ）、多々良感状今猶在

十八主ノ曰、右ハ釜屋半平方先祖之事歟、半平姓ハ大神氏也、檜原村ニ大神姓多し、根元釜屋一族之由ニ候

一伊崎七次（同断）　当寺旦那

十八主ノ曰、此事不相分但し此一条ハ伊崎ニ久右衛門といふもの有之、当寺旦那ニ在之由、然ニ同人先年当寺へ罷出申候ニハ、根元久遠寺と申ス一ヶ寺ニて、則万行寺末寺ニ候、中古及廃絶候へ共右久遠寺を取り、只今随「俗久右衛門ト称ス、寺跡ハ松源院歟源光院歟之地中ニ在之ト云云、仏像を持伝へし由ニ候先住ゟ承り置候、此事なるべし

右之条々先住被書送之分、定て釜屋半平ゟ文政弐、三年之頃先住曇龍被承候を鳥渡被記置候と相聞へ候

○古代年行司之事徳永宗也ハ古代何代目之年行司之考之事

此分先住書送りもの集メ之中ニ在之、定て釜屋半平ゟ写来ル分歟、如左

山鹿宗宅	牛尾右衛門
徳永宗也	同　宗休
原　道徹	柴田宗仁
同　宗有	同　新左衛門
前　宗寶	同　宗清
同　孫右衛門	田中紹府
勝野了術（浙）	同　宗茂
同　宗泉	川原宗知
同　治部兵衛	尾村道味
同　道仁	高木宗善
同　五郎右衛門	日高宗暦（菴歟、暦歟、本ノマヽ、曇）

同　宗賀　　的野宗列
吉田宗富　　同　宗壽
同　喜右衛門　　高橋四郎兵衛
中野良衛　　同　宗玄
同　宗有　　庄村利右衛門
神屋祐仙　　同　四郎右衛門
同　太左衛門　　同　左太夫
太田彦左衛門　　同　宗春
上原紹意　　氏不知　浄慶
氏不知　宗甫　　柴田少三郎
同　四郎兵衛　　同　伊右衛門
清水四郎兵衛　　奥　惣兵衛
谷　宗利　　泉　幽心
長冨市左衛門　　中村三十郎
山崎半三郎　　大賀藤右衛門

右天正頃ゟ寛文初迄之年行司

博多地割券帳之儀ハ、神屋宗堪(湛)家ニ委敷

秀吉公　黒田吉高(孝)　瀧川三郎兵衛　山崎志馬守「摩守也」
地割　長束大蔵大夫　小西摂津守　下役人三十五人

抑筑紫之博多大津と申ハ、往古いつの頃よりか有り来りし所にや、蛮国迄も其名高し、　天智天皇記にも委敷見へたり、依之此所所其儘さし捨ならす、関白秀吉公にも御券帳御改め、当国ハ不申及事近国迄御触流有之、其時為御町奉行黒田孝高・瀧川三郎兵衛・山崎志摩守・長策(束)大蔵太夫・小西摂津守・下役人三十五人召連レ、秀吉公ハ箱崎海辺ゟ南蛮舟有之ニ付其船ニ被為召、六月十一日ニ博多大津ニ来りあふて、東西を取分させ、夫々ニ町割券帳被相渡類稀なるる帰陣なり、其節之酒宴ニ　秀吉公歌を詠給ふ

はかた町幾千代迄もつのるらん

其時御側に小寺休夢といふ人有けるが下ノ句を次ク

立ならへたる軒の賑ひ

と云ければ、秀吉公御かんし給ふと有ル

〆

万行寺ノ門前町名古代左之通

当多町(博脱カ)割之古図ニ依ルニ大工町と有之、此大工町只今之祇園町ニ相当り候事

一万行寺地面江櫛田宮初請致度旨中古御鬮を上ケ候処、願不相叶をり不申旨釜屋又平申候事

按ニ櫛田宮ハ神社考ニも相見候古代之宮ニ候、其社造立之節之事を鬮を上ケ候儀を只今迄申伝候儀無覚束存候処、紙屋次郎吉養子源兵衛平ノ曰、中古元禄の頃迄ハ小キ社之宮居ニ候処、其頃ゟ只今之通大社ニ相成、右節(之脱カ)紙屋次郎吉先祖幸屋又次松尾氏等十五、六人ニて致世話候ニ付、連名之礼状有之旨被申候事、依之考候へハ右御鬮上り候儀ハ其節之事と相聞へ候、当寺ハ古代ゟ仏閣之地ニ候哉、本堂起立之節も石仏放レ光地中ゟ現れ給へり、可考

風土記ニ相見候哉、左之書送り少し有之、此処ニ写置候事

焼失すと云云、夫ゟ櫛田宮御社も其後御仮殿ニまし〳〵、抑櫛田宮ハ　人皇四十六代朱雀帝天平宝字元年、河内国ゟ博多大津御幸まし〳〵」已下文言無之「保治ニ作ル

「此書(頭注)付釜屋又平ニ有之由又々承ル、又平ハ累代櫛田ノ世話人也」

寛政四年　筑前万行寺
諸事記録覚帳写
子四月

十四世正清師之代認置と相見へ、只三枚之横折也
此処ニ写置候事

万行司開基
第一世　空性
第二世　理慶
第三世　理善
第四世　西念―又理西として消シニ相成
第五世　正海
第六世　正空
第七世　西念
第八世　西吟
第九世　西秀
第十世　正賛
第十一世　含海
第十二世　正因
第十三世　正賛
第十四世　正清

寛政四年子

自画自賛御影
一證如上人　御影ノコト
〻〻〻〻
顕如上人、此度御願申上ル

一五嶋御末寺
肥前国下松浦郡元海寺正岸、享保二丁酉年三月五日御開山、絹袈裟二月廿二日御免
（頭注）「十八主曰、五嶋末寺一件宝物書付覚帳ニも有之」
同国冨江　大蓮寺
享保二酉五月廿二日、四月三日御免
同国深江　善教寺
延享元子年、本山表願有之候て、拙寺末寺ニて添状取、子ノ冬直参ニ相成趣ニ御座候、根元当寺末寺と御座候処、右之添状ハ本山表相渡不申由申候て、右之添状差返申候
右此方ゟ大蓮寺・元海寺江以書状、右善教寺儀尋候へハ、右両寺ゟ返書善照寺・覚永寺両寺へ当テ候て、此方ゟ之添状指返申候由、書付御書付御座候
一平戸光照寺掛合之事
一大坂信長公乱之時
かん状
七里三河法橋と御座候、法号西念（万行寺四世）
右御書ハ教如上人様御筆
一開基空性ハ
山城国宇治郡山科郷野村之産也、七里隼人と申候、出家して空性〆
十八主曰、右之通正清師書送り有之、按ニ石城誌幷博多名所図会（文化十四年頃著ス）等ニ、当寺の西念といひしハ勇猛成僧ニて石山籠城等と有之候事、全ク此正清師之申伝ニて未詳事を書顕し候事と相見候、其頃迄ハ当寺之由緒記（寛保年中代）之分遠賀郡船頭五平方ニ有之、聢

と不相分と相見候、此分先住曇龍代ニ五平ゟ当寺ゟ江差返候ニ付事々分明ニ相分り候処、五世正海七里三河法橋之事等致分明候ス事ニ候、此由緒記ハ遠賀恩光寺ニ開基ゟ先住曇龍代迄之事委細相記書続キ次キ候分有之ニて、三吉西圓寺当住弟熊鰐（ガク）申居候■ゟ按候ヘハ、先年正因師ノ弟歟、新山歟、恩光寺へ入院有之儀在之、其節右系図書をも遣置候処其儘ニ相成有之儀□、遂ニハ船頭五平が手ニ入り候と相聞へ候○且又七里三河法橋と感状ニ在之候段、此書付ニ相分り候は、風土記御取調子正清師之代ニ両度歟有之ニ付、後之考之分ニも候哉、最初之時迄ハ（空白）等と不相分ニ付、只西念事石山籠城之人と被申居候事を石城誌ニ書顕たるなるべし

一七里三河守蹬（アブミ）之事

右ハ根元当寺五世正海師石山陣中所持之品ニ候処、只今程遠賀郡立屋敷村喜平とか申仁之処江在之、此蹬江定紋おもだか入り候て至て軽き品ニて、馬ニ乗り快く被」駆候由ニ候、右ハ遠賀恩光寺当住圓側ゟ十八世龍城承り置候事、馬ノ蹬と文政五年之由緒記ニ出候へ共当寺ニハ先住代ニも無之、此事たるべし、是も遠恩光寺へ一寸借し置候品其儘ニ相成歟、又ハ質ニ入レ候哉、恩光寺意賛ゟ正因師江之状の中ニかん状も五十目ニ質ニ流れ候と在之、推知可致事

一当山松囃子稚子幷三福神打入候事

右ハ累代之由緒記ニ、五世正海代触頭被仰付已後打入と有之、按ニ当寺申伝ニハ東西両派分派之節、長政公ゟ西本山へ帰参御取計之節稠敷大公事ニて、津中不一方格別人機相不一方候処、　長政公ゟ西方へ御本廟へ直参被仰付ニ付、人機致一和候様万行寺へ罷出祝言可仕旨被仰達候由ニて、直様当寺へ御城帰りニ打入候由申伝候、尤其已前ゟ打入候儀ハ有之哉申伝無之、此頃有人ノ説に万行寺へ祝し来候事ハ、全ク川原田氏先祖万行寺へ墓有之ニ付祝来と云云、川原田ハ只今糀屋番筆屋平助之先と申候て、同家之先祖当寺旦那ニ候（今ハ順正寺門徒と相成候）、右川原田先祖三福神等ニて格別由緒有之儀は云云、定て中古松囃子相止メ候節取起し候仁ニも候哉、最初取起せしハ伊藤千右衛門先祖哉ニ候、中頃ハ川原田ノ祖歟未」詳、右之説大ニ不宜、川原田之墓在之候迚当寺へ可打入訳ニ無之、川原田之規模ニ候ハヽ筆□笠屋千右衛門之如く筆屋へ参り可祝事ニ候、但し其節川原田之先祖最早死去ニて当寺へ葬ニ哉可取調子事

○貝原風土記を按ニ

慶長十五年ゟ寛永十八年迄三十弐年、イカナル故ニヤ中絶セシヲ、忠之公ノ時寛永十九年正月十九日ヨリ、博多ノ人々再興シテ今ニ至リテ年々絶ス」文在之○□博多細伝記ニも此事出ル

一当寺坊守を奥と申候事

釜屋半平云、当寺ニ限り奥様と称ス、近来余間官已上を奥様と称ス■と雖も、実ニハ万行寺ニ相限り候、其訳ケハ第五世正海師在住之時、於長政公度々万行寺へ御入り有之候、其節坊守御酒頂戴ニ被罷出候処奥と御声掛り候、已後当寺先年来国絹ゟ飛檐官之節迄も迚も奥様と申候由博多之人々皆処知候段申出候事、右ハ十八世龍城嘉永六年五月ニ承候事

一馬場町称号之謂レ

博多古代之町割之図ニ住吉神事馬場と計り有之、万行寺前町と社家町之間ニ広き馬場アリ、此処只今馬場と相成町と相成候と相見候○拙僧此馬場ハ苅萱道心之騎者（射）馬場歟と存候へ共、左ニハ無之

一左之書付先住曇龍被控置候分写ス、壱枚もの也

品照四代周観　　おきぬ　含海ノ娘也

傳内八十有余

加藤本姓萩本忠右衛門追腹之時、傳内介しやく

傳内
墓原
はしら折
（長畠ケ共
てふ）

〆

○十八主曰、右ハ当寺ゟ下座品照寺へ入縁有之由ニ候、■■其寺と相見候、離縁ニ共ハ相成不申哉と存候、惣て可考

○同主曰、傳内ノ事ハ薮傳内と申候仁ニて、墓ハ下座郡はしらをりニ在之候事也、委細ハ見聞寺格見聞記ニ在之○按ニ文政九年之由緒記ニ黒田美作之娘当寺へ入輿と云云、是ハ近来少々手を入候播磨殿江承り合せ候へ共、同家ニてハゟ当寺へ入縁之儀無之と云云、尤記録焼失、難相分由ニ承り候、定て別之加藤氏共ニてハ無之哉と云云、按ニ先住も如此記し、萩本忠右衛門と被記置候へ共、半切ニ被認置候事ニて、其後失念ニ相成候哉ニて黒田家ゟ輿入と被申候趣と相聞候、先住ハ真俗極々多用之人ニて失念可有義ハ尤ニ存候、然ニ此■半切之書付ニて弥明白ニ相分り候、全ク別家と相見へ、萩本ハ何レ之御家中歟、御堀端之分歟、然ニ薮傳内ハ御城内之播黒田之家臣ニ候由、尚又取調可申事

十八龍城加藤某の家来ニ承候処、荻本ハ加藤末流ニて下座郡ニ在之云云、可考

（半丁空白）

一猫ノコト、四ケ村明法寺隠居 失法名

矢倉門上田与左衛門筆

権六とか

十八主曰、右ハ猫鼠出合之絵在之、此時早良明法寺隠居等一座ニ在之候段、由緒記正因師の伝下ニ相見候、此事ニ候

一前

正賛ノ弟子

早良小田部教善寺門徒を附

十八主曰、右ハ前ノ正賛トハ五嶋ゟ相見候正賛師ニて、十四世正賛ニてハ無之旨也、教善寺へ正賛ノ弟子養子ニ参候と相見候、門徒を分ケ遣し候事ハ当教善寺当住も兼て当寺へ及噂候事ニて相違無之

猫鼠之伝　曇龍之草也

当山院主正因十九歳にして一夕善照寺鳳洲、四ケ村明法寺なとを厚（集）メ法義の物語せらるゝことあり、日頃養ひ置かれし猫主し正因師の傍にありけるが、何国よりか一ツの鼠ありてたちまちに来り、この猫に打向ふて座にすハり、双方互に見るありさま常体ならす、一座にありあふ人々ミな〳〵怪ミ守りつめてこれを見るに、鼠進んで猫に近ツキ口をうごかす事、ものいふに似たり、やゝありて跡にしさり、少シ腰を折り、手をあげて拝す、猫ハ座をなほらずして鼠の此有様を見、たゞ一声をあぐ、其体鼠に向ひ何やらん問ふところのものあるに似たり、其間夕ハ鼠頭を低れ、恐入てひれふし、しばし時

をうつす、夫よりして再度たちて拝すること両遍、其初にハ只一手をあけ、其後にハ両手をあう、於此猫大に一声を出す、雷に応して諾するものに似たり、此時鼠本処に復し、地に頭して大に辞し、遂に主し正因の左の傍を過キて、去ル猫まて右よりして去ル、其後ふたゝひ此二獣を見るものなし、時の人大に奇とし、図して以て伝ふ、図ハ当時　官の画工上田権六筆なり、頃ハ人皇百十四代東山宝永六年己丑八月下旬の事といふ」

一明月古墓

右ハ万行寺前町ニ在り、此墓根元ハ実ハ近キ頃文政弐、三年之頃彼町水道相さらへ候節、何共難分梵字入りし石堀出し候ニ付、早速八尋山城正歟江相頼、道祖神歟祝ひ込相祭り居候処、去ル文政十丁亥年四月名月(明)弐百五十回忌相勤候ニ付、当寺ゟ明月古墳何レ之処ニ候哉と之因縁為念尋遣候処、同所之もの右梵字入り之石を直様明月地蔵と取成、近来ニ至候てハ当嘉永六ゟ六、七年前也　六月廿四日夕ニ灯明を灯し、明月地蔵と祝ふて相祭り候旨ニ候、万行寺前町之ものニ承候処、只今丸尾屋そふめんやなり望田氏三右衛門ノ向へニ堂在之、御神ハ壱尺弐、三寸之石之よし、是則明月之墓■ニ候、文政十年之頃柳町ゟ堂を建テ候、六月廿四日ニ毎年千灯明之志として、軒別壱文ツヽ油料取ニ小供博多を廻り候なり、寸度博多廻り終りに柳町へ志取ニ参候処、已前遊女郎抔共壱人ニ付三十文、五十文宛り寄進致居候へ共、近年ハ左もなき趣ニ候事

○万行寺ゟ経抔よみニ廿四日ニ参候事ハ是迄無之候、已後も有之間敷事ニ候、是レ宗法ニ候故なり○明月年忌万行寺へ相勤候節■ハ、文政十則昨嘉永五年ニも、万行寺前町ニハ軒別灯篭を明し門ト灯篭を出し、提待(持)幷からかさの様なる子供中之灯篭、且又大灯灯し、作りもの見立細工抔有之候、文政十年之節も定て左ニ可有之と存候○同町之人之噂ニ、六月堂とて廿四日ニ相祭ル事ハ、文政十年頃ゟ有之儀と云云、尚又取調子可申事

一柳が井ノ事

右ハ当寺万行寺前町ニ在し時之井戸之よしニ候、只今ハ望田三右衛門家之歟之裏ラ歟ニ在之候、柳が井と申候ニ付、明月吐蓮等之奇特より柳町中ゟ寄進ニ相成候井戸歟、但し其已前ニ万行寺之井土(戸)なしと申事ハ無之儀ニ候へ共、其節迄ハ町並之井戸より組(汲)あげ居ル事にや

一大(太)閤様へ御本山ゟ御進物有之事

「(以下塗抹)一当寺先代　大閤様名護屋御陣之節、妙行寺同道ニて本山之使節相勤候事只今申伝ニ有之候処、左之文言其儀其証拠川口妙行寺巻物之中ニ在之

左之通、但其節ハ当寺ハ東派之下歟可考節歟、按ニ妙行寺ニ四月十三日、五月九日之達書在之、教如上人御下国、大閤御見廻一件ニ候、依之考候へハ全ク東派ニ相成候節之事と相見候へ共、左ニ無之、其故ハ順正寺へ在之候光佐上人之御状も六月十六日也、又下間刑部卿ノ名有之

尚々、御進物之事、無由(油)断可被入情(精)旨、幾重ニも可申下由ニ候、為敷(寄)子■、此三人御遣候、此内壱人ハ此方ゟ御使下着候迄、其方ニ可被留置候、残弐人ハ早々可罷上旨申付候間、被得其意、やかて罷上候様可被申候

四

態以飛脚申候、　大閤様へ御門跡様ヨリ御進物只今候者(被差下候)御座候、やかて自跡可被遣御使者候間、其間之儀其方へ被成御預ケ候条、用心已下無油断可被申付事、尤肝要之旨能々可申遣由　御意候、

謹言

六月十六日　　刑部卿法印
　　頼廉書判

博多
万行寺
妙行寺
　几下

妙行寺ゟ安永弐年三月ニ、十二代現住桂峯ゟ年中風土記御用ニ付同寺由緒書御上へ差出候内ニ、左之通書載有之、文ニ曰

三世　官職飛檐　御国出生
　　教善　従善一男

天正之頃在住隣地へ一寺建立仕、号順正寺、只今之祇園町順正寺、開基当寺ハ弟へ譲申候、此時大閤秀吉公朝鮮御征伐ニ付、乍名護屋御在陣之節、本願寺新門跡教如御陣為御見廻下向被致候節、当寺へ止宿有之、則教善儀旦那一両輩引伴名護屋も供仕候、其節門跡ゟ之印書幷家老中ゟ之書翰等于今相残り所持仕候」文

扨々教如上人御下国之儀ハ四月十三日、五月九日
一当寺御開山御影東派之時願請、教如上人ゟ御免ニて其儘申替も不仕と、早々可申替旨、宝暦九年御使僧金剛寺江当寺ゟ歟願書有之然ニ十八主考ふるに、此願志不調子也、其故ハ六月晦日松尾左近丞為玄ゟ妙行寺へ当り候達書ニ、万行寺事罷上り直参ニ被呂可申上、御開山様御免被成御免と有之候事、具ニハ文政九年青柳へ出し候由緒記之如し

一当寺江一国法中従　長政公直参御取計之差出、伏見一応御使者御礼状有之、且又御在国如水公江御礼と相見候御状幷品如左

此分全ク龍城之考也、本書在二妙行寺一

尚々、御門跡様江折々之御取合相頼候、以上

三

従門跡様遠路御使札、殊ニ御小袖二ツ、綾金色々被懸御意、毎度御音信之段通分之至中かく御礼不得申候、甲斐守罷下候ハヽ、其節相積御礼可申入候、当国御門下中御門跡様へ如在仕候方候ハヽ、可被仰下候、何様ニも御意次第ニ可申付候、相応之御用及心底程御奉公申度間、御心可被不被置御心可被仰下候、猶里村方へ申渡候、不委候、恐惶謹言

「本書ため二作ル、委歟、要歟」

如水軒
圓

九月十五日

下刑法様

十八殊曰、甲斐守トハ長政公ノ事也、貝原風土記大宰少弐ノ下曰、此時ニアタリテ黒田孝高入道如水公、其子甲斐守長政ハ等ト有之、乃至元和九年閏八月四日京都報恩寺ニテ逝去シ来り文」

第一巻十六、七枚目

又壱通　本書在妙行寺

従門跡様遠路被思召寄、預御使音ニ忝承下申し候■ハ、以使者可申入候処、甲斐守下次第可罷上と存、延引申候、当国御門下之儀無沙汰申者候ハヽ可被仰下候、時宜可申付候、甲斐守居城取替申付候を、上下不得隙事可有御推量ゟ、此方之様子御使者可有御物語候間不レ要候、明暮御ゆかしく候、恐々謹言

九月十五日　　如水軒

下宰相様

御返報

十八主曰、下宰相法印言は、当寺へ三ケ寺御免書之中ニ有之、御本山重役衆也、爰ニ知ル此如水公御返書ハ、全ク西派へ■帰参之節、御本山ゟ之御使者と相之状御礼状と相見候

問曰、若尓ラハ三月廿日妙行寺へ当り候下宰相法言ノ達書ニ妙行之儀ハ如前々候間と左之通有之ハ如何ニ候哉、文ニ曰

尚々、妙行寺と其地之儀談合可「サル也、漢文ニてハサルトモヨム也」為申候、以上

今度妙行寺上洛之儀ニ付、即御門跡様被成御対面仕合よく候、妙行寺儀ハ如前々之間、御門徒衆中も其心得ニて別ニ相替候事無之候、今度皆々直参ニ雖被加召候、妙行寺儀ハ如先年之候間、門徒中も可心安候、各法義之段別て無油断可被懸心事肝要候、尚善慶可被申候、恐々謹言

下宰法言（花押）

三月廿日

惣坊主衆中

同御門徒衆中

答曰云云、按ニ下宰相法印頼言ハ、初ハ御本廟ニ俗し、教如上人自立之時彼御方之家来ニ被罷成候哉、其例於本山段々有之、八木駿河守ハ本ト顕如上人之御家司ニ候へ共、理光院殿（信淳）教如上人之自立之節ハ、彼御方家司ニ被罷成候、今以下間・八木等之・川那部等之家司有之候、何ソ駭論すへきやふやある

又問フ、長政公へ　準（准）如上人御礼状ハ黒筑前守殿と有之、如水公之御状ニハ甲斐守と有之、時代相違ニあらすや答フ、未」考

又壱通

遠路御使札被思召寄候段、誠以忝存候、殊ニ御小袖弐ツ拝領、過分之至候、上辺相替儀無御座候由、弥御静謐珍重存候、甲斐守帰国次第ニ可罷上候条致跡候、相積御礼可申上候、委細は下刑法迄申入候、此等之趣可然様ニ御披露所仰候、恐惶謹言

九月十五日　　如水軒圓

当名無之

十八主按ニ、此御状ハ西本願寺御使者へ重役被下候被当候と為ルニ申伝等ハ無之

卯ノ七月妙行寺当住湛瀛ゟ、京都東本山へ余間官願之節被差出候口上書ニ左之通

又教如様御慶長之頃如水公・長政公筑前へ入国之砌、御両代兼て教如様御懇意之筋御座候て、早速ニ教如様より御使者御差向御音物等御座候、是亦拙寺ゟ相勤申候、則如水公ゟ教如様江御返翰三通相残居申候、拙寺触頭之儀ニ付拝領被仰付、唯今ニ所持仕居申候と有之ハ、全ク私之義ニ候、其故ハ如水公之御状ニ当国御門下中御門跡様ニ如在仕候ハヽ、■■■等と有之候ニ付如此考置候事、又御両代御懇意之筋とハ何事ゾヤ、長政公ハ西へ帰参御取計之君ニ候、御尊父如水公も御同様ニ社可之御底意ニ社可有ハ勿論ニ被存候事、於妙行寺ハ東派ニ帰参相成候様被致遣度、御頼之御音物を被存候哉、不約りニ被考候事

卯ノ七月トハ文政天保弐卯年歟と存候、然ニ願書之中ニ万行寺ハ昨年内陣御免被成と有之、是ゟ考候へハ、此願書ハ天保十四年ニ当ル当寺ハ文政七申年内陣御免也、然ニ此願書ハ文政八ニもあらす、天保二卯ニ相違無之候有之間敷候、当寺内陣ニ相成候て六、七年目ニ妙行寺一代余間昇進相済、嘉永六丑五月廿七日ニ、又々当住幷新発意向岸共ニ上京して弐代余間、又ハ三代分も被継候哉ニ候、廿七日出立ハ相違ニあらす、官ノ弐代歟、三代相済歟ハ、未タ帰国無之ニ付不相分候事

一順正寺宝物三通之中写如左

大閤様重て西国へ御動座、重て就て佐々木治部左衛門殿御父子御供

候、　御門跡様無御遁方ニ候間、自然御用之儀候ハヽ、無油断可有馳走候、此等之通能々可申越之旨被　仰出候、恐々謹言

十月朔日　　頼廉 花押

ハカタ

妙行寺

万行寺

十八主曰、無御遁方トハ大閤様ノコト也、佐々木ノ事ハ信長記拾遺一 二左 曰、江州佐々木六角弾正定頼トいへる人有之、此人ニ候哉、又日蓮宗ニ落たんセラレテ石山ト合戦アルコト、右拾遺ニ見へたり○頼廉ノ事ハ信長記拾遺三 五紙 下、同 三左六行 、元亀元年八月廿日と有之候へハ、同年頃之本山重役と相見候○重て西国御動座之事未レ考、然ニ貝原筑前風土記 廿五 名嶋城趾ノ下曰、天正十五年秀吉西征メ築二名嶋城一ヲ、賜二中納言隆景一ニといへり、隆景ハ毛利元就之子也○重て西国へと有之候ニ付名護屋御陣歟○此時ハ万行寺ハ妙行寺之次キニ同様東ニ相成歟可考、近年順正寺ニて万行寺之次ニ順正寺之寺号有之、是ハ順正寺之三字半分ツヽ切レて全てなし、其上紙も継目見へ、黒色もかハり候へハ、跡ゐつけたる物ニ相違なしと、先住被申置候事順正寺教善ハ妙行寺記録ニてハ妙行寺第三世ニて、天正之頃在住と有之、死去年月ハ妙行寺之分ニ無之

一順正寺宝物壱通之写

其已後絶音問候、仍当表之儀殿下被寄御馬之上は、急速可為御本意事顕然候、就中大刀一腰、馬壱疋進之候、表祝詞計候、委細下間刑部卿法印可申暢候、恐々不宜

朱夏十六日　　光佐

休菴

十八主曰、光佐ハ顕如上人御諱なり、絵本信長記三 十右三行 曰、顕如ノ名ナリト」文○按ニ下間刑部卿は妙行寺ニ在之候、刑部卿法印頼験なるへし、六月十六日之分ニ候、按ニ此御状も六月十六日之下間之達書も六月十六日也、下間刑部卿可申暢と有之候事ハ、筑前へ同人下国之儀ニてハ無之、別ニ右六月十六日之達書を被添候儀なり

○此休菴ハ何人ニ候哉、於順正寺ハ同寺先祖之由被申候由、不審ニ候、但し妙行寺三世教善事、隠居して休菴と申候哉、順正寺ハ妙行寺之隠居地なりとハ土居流レ御券帳ニも有之哉と相聞へ候、如何哉、然ニ此光佐上人御文言余ニ御丁重ニ候、定テ知ル休菴ハ教善抔ニハ無之事を、後来君子可考○按ニ貝原風土記第二博多ノ伝ノ下ニ黒田孝高ノ叔父休夢アリ、若ハ此人初メ休菴といヽしや

「更 頭注 按ニ可為御本意トアレハ、天正十五年名嶋城を隆景に玉へる事はるべしべし、又大閤ノ勝利ヲイフ歟休菴ハ隆景コト歟、不レ分ハ表二祝詞一イハレナシ、但し可為本意トハ大閤ノ勝利ヲイフカ、未レ考

一当寺御絵伝ハ五世正海師の時、長政公ゐ御寄進と申伝候旨、釜屋半平嘉永六年と申候間及候共、其後ハ如何可有之哉、其故ハ西秀代ニ御絵伝申請候儀御裏ラ書ニ在之、則寛永十八年辛巳六月廿八日ニ候段申候所、左ニ無之、根元ハ正海師代御免、其後兵乱之節致焼失候歟 又ハ水難歟未レ決 ニて、西秀之代申受ニ相成候段津中之人随分承知致居候事ニ候段申出○仍て旧記取調子候処、寛政二庚戌年九月御上へ差出し、正清師之万行寺由緒書之中ニ正海師の代ニ申請ル事相見候、且又享保拾弐年相改候宝物書付覚と申帳、左之通ニて月日大ニ致相違候事

御本寺様御堅固ニ御座候間、皆以難有可被存候、随て今度万行寺上洛ニ付、絵伝様被成　御免候、各門徒中満足ニ被存、弥馳走尤ニ候、

恐々謹言

三月廿九日　　下間宰相法印
　　判

博多万行寺
下坊守衆中
惣門徒衆中

此内長政公御寄附と申事ハ如何ニ存候、此御達書ニ御寄附と申儀ハ不相見候

一左之銭高は古来申伝無之候へ共、十二代正因師御国中勧化御免ニ付廻郷在之、其節左之役方ゟ七百五十匁当寺へ来り候哉と存候、文年号ハ不相分

写

博多
万行寺様

冨永甚右衛門
津田源次郎
庄野兵左衛門
宮川孫左衛門
花房左兵衛

以手紙得御意、余寒之砌無御障珍重奉存候、然は連々被仰聞候通、末寺御勧物銭拙者共五掛りゟ出分七百五十目、則証拠壱通為持進候、御請取御寺納可被成候、右可得御意如此御座候、以上

十二月廿八日

〆

一去ル宝暦九年触頭三ヶ寺騒動之時、順正寺住持行空事、当万行寺之代役相勤候由（余之触頭両寺も別寺ゟ相勤）、然ニ■本山使僧金剛寺淳岱、順正寺へ滞留之内行空万行寺へ転住之企望在之、折節順正寺之娘を金剛寺ゟ懐妊為致候へ共、行空右企望有之ニ付不相顧候、其砌万行寺へ使僧あたり方強く候ニ付、万行寺前町門徒之もの共御本山へ御預ケニ可相成、宝物之御感書類為御名残今一応拝見仕度と使僧申入、拝見被相許候処、多勢之門徒自然〳〵と懐中ニ入レ候ニ付、使僧八ヶ間敷申候処、門徒大ニ相■のゝしり、已ニ懐妊等之事を可及沙汰候上程ニ相成、皆々懐剣所持ニ付使僧もあきれ、其夕遂ニ夜抜して帰京ト云云、其節第一番ニはりこみし人ハ住吉松月菴の妙■中興妙貞の親何某新兵衛とかトいゝし人ニ候由、先住■ゟ慥ニ承り置候事

一■先住曇龍於大坂ある人ニ被承候事、左之通ニ候事、此■■行空転住ニ不相成訳か、当寺ニ申伝無之候処、於大坂初て承り驚キ被申、左之通書記し置被申候分、早速龍城清書致置候事○然ニ其後帰国之後、東長寺亮源師の前住ゟ万行寺ハ大徳之よしニ候処、已前次第有之ニ付対面致度との事、土居町礒野藤左衛門を以内談有之ニ付、早速先住并新発意龍城を召れ対面在之、頃は天保文政十年初春二月頃亥五月と存候、夫ゟ両寺共ニ年頭歳暮之進物遣し来候事

（半丁空白）

十三世正賛之事　亦号二伯林一

コノ伯林国退ノ後、国法隣寺順正ノ住行空ヲ以テ万行ニ転住セシムルノ聞ヘアリ、門末ミナ之ヲナゲク、此時ニアタリテ東長寺ノ主某アリテ櫛橋又之進殿ニヨリテ之ヲ遏メラル、ソノ東長主ハモト遠賀郡高倉宮神傳院ヨリ転住セシ人ナリ、イマ□（ソノカ）遏絶ノ縁ヲ略記セハ、イハク一日又之進殿東長ニ詣セラルヽコトアリ、寺主応対ニ因ナンテ申サレケ

ルハ、御国法ハ公儀ノ御掟目ト相違アラセラルモノヤ、答曰否、又問寺法ト齟齬ナサレテノ御事ヤ、答曰否、公曰師何故ニコノ問ヲ発サルヽヤ、東長師ノ曰、公儀御掟目ニ門徒帰依ノ僧ヲ以テ師僧トセヨト仰セラレ、本願寺寺法ニハ血脈ヲ以テ一寺ヲ相続セヨト立ラレタリ、今万行寺ソノ主伯林罰ヲ蒙ルハ罪ニヨルヘケレトモ、カノ血脈カス〳〵アリ、血脈ヲオシタテントテサマ〳〵ハカルハソノ門末ナリ、此者トモハ決シテ行空ヲ以テ萬行ニ主タラシメンコトヲ欲セス、然ルニ官ノ御沙汰ハコレニ拘ラス、行空ヲ以テ入寺セシメントシタマフトウケタマハル、コノユヘニ某コノ問ヲ発シ候ト、於是櫛橋大ニ驚キ、師ニ謂テ曰、今日其評ヲ人ニ推リテ当山ニ詣セリ、留主中事決セハトリカヘシナルヘカラス、イソキカヘリテソノ席ニ出ン、ネカハクハ公儀ノ条目ト本願寺ノ制条トヲカシタマヘトテ、ヤカテコレヲ懐ロニシ飛カ如クニシテカヘリ、直チニ御殿ニイテ、衆ト論シテ正清ヲ主ニソナヘラル、若東長主ト又之進トナクンハ、万行数代ノ血脈コノ時ニタエナン、危哉、危哉、伯林妻初女東長寺ト入魂ナリ、ノチ對馬小路閑松院へ陰(隠)居セラレタリ

右ハ大行院在住ノ節被認置候分清書致置なり、但し櫛橋殿ノ事、弥御同人ニ候哉、東長寺之記録を借り受写し可申事也

一十八主ノ曰、儒官竹田氏も(住赤坂)宝暦九年ニ大ニ心配ありしよしにて、其頃ハ住吉水車橋(管弦橋の事也)辺迄毎時腰送り致候よし、竹田之申伝ニ在之よし度々同方ゟ噂有之、依之其節ゟ一族之院ニ同様ニ取計候よしニ候事、此事ハ先住曇龍も被申居候事

（一丁半空白）

コノ伯林国退ノ後、国法隣寺順正ノ住行空ヲ以テ万行ニ転住セシムルノ聞ヘアリ、門末ミナ之ヲナケク、此時ニアタリテ東長寺ノ主某アリテ■櫛橋又之進殿ニヨリテ之ヲ遏メシメラル、ソノ東長主ハモト遠賀郡高倉宮神傳院ヨリ転住セシ人ナリ、イマ―(ハシ)ソノ遏絶ノ縁ヲ略記セハ、イハク一日又之進殿東長ニ詣セラルヽコトアリ、寺主応対ニ因ナンテ申サレケルハ、御国法ハ公儀ノ御掟目ト相違アラセラルモノヤ、答曰否、又問寺法ト齟齬ナサレテノ御事ヤ、答曰否、公曰師何故ニコノ問ヲ発サルヽヤ、東長師曰、公儀御掟目ニハ門徒帰依ノ僧ヲ以テ師僧トセヨト仰セラレ、本願寺寺法ニハ血脈ヲ以テ一寺ヲ相続セヨト立ラレタリ、■今万行寺ソノ主伯林罰ヲ蒙ルハ罪ニヨルヘケレトモ、カノ血脈カス〳〵アリ、血脈ヲオシタテントテサマ〳〵ハカルハソノ門末ナリ、此者トモハ決シテ行空ヲ以テ萬行ニ主タラシメンコトヲ欲セス、然ルニ官ノ御沙汰ハコレニ拘ラス、行空ヲ以テ入寺セシメントシタマフトウケタマハル、コノユヘニ某コノ問ヲ発シ候ト、於此櫛橋大ニ驚キ、師ニ謂テ曰、今日其評ヲ人ニ推リテ当山ニ詣セリ、留主中事決セハトリカヘシナルヘカラス、イソキカヘリテソノ席ニ出ン、ネカハクハ公儀ノ条目ト本願寺ノ制条トヲカシタマヘトテ、ヤカテコレヲ懐ロニシ飛カ如クニシテカヘリ、直チニ御殿ニイテ、衆ト論シテ正清ヲ主ニソナヘラル、若東長主ト又之進トナクンハ、万行数代ノ血脈コノ時ニタエナン、危哉、危哉○伯林妻初女東長寺ト入魂ナリ○對馬小路カンシヨウ院ヘ隠居セラレタリ

（前欠）

て父の帰寺を願ふ事切なり、因て法主これをあハれミ、正賛をして寺に終らしめ給ふ、この罪を犯し罰を蒙るありさまをみれハ、性甚た堕なるに似たり、然れ共また凡ならさる所ありて存せり、ある時仏前に

して読経するに半ハに至て忽ち廃し顧ミて弟子に思へらく典座いま失火す、急に往イて救フへしと、弟子翔飛して直ちに問フニ、果して然り、時の人大に奇とす、又一夕しきりに昏沈し、大に睡眠を発す、須臾にして左右に謂て曰ハるハ、某甲（憚りあるゆへ今姓名を出サす）の妻今已に死す、可レ哀ム哉、葬礼の時麗服如此なるを贈りて、我に収ンと左右不レ悟讟言とす、五更之時に至て門を控（叩）くもの有り、これを問へハ讟の言の如し、一日をへたて候、葬る屍に添へて致すところの服、染色文章一の参着なし、君また嗟異す、以此言レ之、伯林の人たる音乎、愚乎、迷乎、悟乎、得て測ルへからす

（やしま　よしゆき：人間文化研究所　客員研究員）